



三重県公報

平成29年10月31日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告 示		
762	災害救助法による救助の実施	(健康福祉総務課)	2
	公 告		
	被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の認定	(災害対策課)	2

告 示

三重県告示第762号

平成29年台風第21号による災害を受け、平成29年10月22日付けで伊勢市及び玉城町（以下「2市町」という。）に災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）を適用したことに鑑み、法第13条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を次のとおり2市町の長が行うこととします。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 2市町の長が行うこととする事務の内容

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 被災者の救出
- (5) 被災した住宅の応急修理
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索及び処理
- (9) 障害物の除去
- (10) (1)から(9)に掲げる救助に伴う輸送費及び賃金職員等雇上費

2 2市町の長が1に掲げる事務を行うこととする期間

- 1の(1)及び(2) 平成29年10月22日から同月28日まで
- 1の(3) 平成29年10月22日から同月31日まで
- 1の(4) 平成29年10月22日から同月24日まで
- 1の(5) 平成29年10月22日から同年11月21日まで
- 1の(6) 教科書 平成29年10月22日から同年11月21日まで
文房具及び通学用品 平成29年10月22日から同年11月5日まで
- 1の(7)、(8)及び(9) 平成29年10月22日から同月31日まで
- 1の(10) 1の(1)から(9)までのそれぞれの期間

公 告

平成29年10月22日、伊勢市及び玉城町の区域において発生した平成29年台風第21号による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とします。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
